

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童福祉法による保育の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
川崎市は、児童福祉法による保育の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
神奈川県川崎市長

公表日
令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による保育の実施等に関する事務
②事務の概要	【事務全体の概要】 児童福祉法に基づき保育の実施を行うにあたり、保護者から保育所等の利用申込みを受け付ける。申込みが多い場合には、施設・年齢ごとに利用調整会議を開催し、本市の定める利用調整基準に基づき、年齢ごとに利用調整を行い、内定か保留を決定する。 【特定個人情報ファイルを使用する法的根拠】 番号法第9条第1項 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】 保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足し、又は不足する恐れがある場合その他必要と認められる場合には、児童福祉法第24条第3項の規定に基づき、保育所等の利用について調整を行うとともに児童の利用の要請を行う。(保育所入所の利用調整に関する事務)
③システムの名称	福祉総合情報システム(子ども子育て支援システム)、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
保育情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の9の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項 ・情報提供の根拠 なし

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
②所属長の役職名	保育対策課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3727 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3727
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ #NAME? ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用(法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第1の8の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第8条第7号、第8号及び第9号) ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表第1の8の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和3年11月5日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携(②法令上の根拠)	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の13の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第10条の3) 【情報提供】なし	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第2の13の項、16の項 【情報提供】なし	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和3年11月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署(①部署)	こども未来局子育て推進部保育課	こども未来局子育て推進部保育対策課	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和3年11月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署(②所属長の役職名)	保育課長	保育対策課長	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和3年11月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	・こども未来局子育て推進部保育課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3727	・こども未来局子育て推進部保育対策課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3727	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和3年11月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ(連絡先)	・こども未来局子育て推進部保育課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3727	・こども未来局子育て推進部保育対策課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3727	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和3年11月5日	II しいき値判断項目 1対象人数 いくつかの時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年4月1日	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和3年11月5日	II しいき値判断項目 2取扱人数 いくつかの時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年4月1日	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和5年1月25日	II しいき値判断項目 1対象人数 いくつかの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和5年1月25日	II しいき値判断項目 2取扱人数 いくつかの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来局子育て推進部保育対策課	こども未来局保育・幼児教育部保育対策課	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	・こども未来局子育て推進部保育対策課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3727 ・総務企画局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	・こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3727 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ 連絡先	・こども未来局子育て推進部保育対策課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3727	・こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-3727	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目 1対象人数 いくつかの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	II しいき値判断項目 2取扱人数 いくつかの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	法令の題名等の形式的な変更であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	I 1②事務の概要	【事務全体の概要】 児童福祉法に基づき保育の実施を行うにあたり、保護者から保育所当の利用申込みを受け付ける。申込みが多い場合には、施設・年齢ごとに利用調整会議を開催し、本市の定める利用調整基準に基づき、年齢ごとに利用調整を行い、内定か保留を決定する。	【事務全体の概要】 児童福祉法に基づき保育の実施を行うにあたり、保護者から保育所等の利用申込みを受け付ける。申込みが多い場合には、施設・年齢ごとに利用調整会議を開催し、本市の定める利用調整基準に基づき、年齢ごとに利用調整を行い、内定か保留を決定する。	事後	誤字の修正であるため重要な変更にあたらない
令和6年3月26日	I 1②事務の概要	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】	【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的内容】	事後	誤字の修正であるため重要な変更にあたらない
令和6年12月18日	I 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の94の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	・番号法第9条第1項 別表の9の項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の116の項 ・情報提供の根拠 なし	・情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項 ・情報提供の根拠 なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いくつかの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱人数 いくつかの時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年6月1日	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	Ⅱしきい値判断項目 3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	Ⅳリスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価及び重点項目評価書	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	【 】提供・移転しない	【○】提供・移転しない	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年12月18日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	【 】接続しない	【○】接続しない	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年12月18日	Ⅳリスク対策 9 監査 実施の有無	自己点検 内部監査 外部監査	自己点検 外部監査	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更または当該リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年12月18日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業	[]	[十分である]	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年12月18日	Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	右記を記載	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	重要な変更該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない